

令和2年度第2回自立支援協議会地域生活支援部会 議事要旨

1. 開催日時 令和2年10月29日(木) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 市役所4階 S2・3会議室
3. 出席者(委員) *団体名のみ記載
社会福祉法人なゆた(リーダー)、社会福祉法人敬心福祉会(サブリーダー)
千葉商科大学、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ
浦安市身体障害者福祉会、浦安手をつなぐ親の会、浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」
社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、NPO法人あいらんど、NPO法人かぶあ
NPO法人千楽、社会福祉法人サンワーク、社会福祉法人南台五光福祉協会、株式会社徳久
社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人一路会、障害者就業・生活支援センターいちされん
福祉部(部長)
(事務局)障がい事業課、障がい福祉課

4. 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 第1回・第2回自立支援協議会の協議内容の報告
 - (2) 令和元年度地域生活支援部会の振り返り及び令和2年度の議題について
 - (3) 障がい者福祉計画の策定と障がい福祉に関するアンケート調査結果について
 - (4) 東野地区複合福祉施設の整備状況と地域生活支援拠点について
 - (5) その他
3. 閉会
4. 配布資料
 - (1) 第3回自立支援協議会の協議内容の報告
 - (2) 第1回地域生活支援部会の振り返り
 - (3) 東野地区複合福祉施設の写真紹介
 - (4) 浦安市発達障がい者等地域活動支援センターミッテ(Mitte)の紹介
 - (5) 地域生活支援拠点を面的に広げる(地域づくりを促進する)ためのアイデアや地域課題について
 - (6) その他

当日資料

- (1) 議題3資料 東野パティオ(東野地区複合福祉施設)紹介資料
- (2) 議題4資料 浦安市発達障がい者等地域活動支援センターミッテ(Mitte)概要

5. 議事概要

(1) 第3回自立支援協議会の協議内容の報告

■説明（事務局）

【令和2年10月8日開催の第1回自立支援協議会について】

議題1は部会活動報告について。

議題2は地域生活支援拠点の運営要領案について。

地域生活支援部会で作成した浦安はたらく場福祉マップについて、コロナ禍において事業所見学が難しい状況だったが、写真や製品の内容が詳しく書いてあって非常に助かったという意見があった。

また、地域生活支援拠点を面的に広げるための課題やどのように解決していったらいいかという点について、この地域生活支援部会の最も重要な議題であり、重点的に議論していただきたいという意見があった。

■主な意見

特になし

(2) 第1回地域生活支援部会の振り返り

■説明（サブリーダー）

第1回地域生活支援部会についての振り返りを行った。

■主な意見

特になし

(3) 東野地区複合福祉施設の写真紹介

■説明（事務局）

東野地区複合福祉施設（東野パティオ）について、写真資料を用いて事務局より報告した。

■主な意見

特になし

(4) 浦安市発達障がい者等地域活動支援センターミッテ（Mitte）の紹介

■説明（ミッテ職員）

浦安市発達障がい者等地域活動支援センターミッテ（Mitte）について、ミッテの相談支援担当者を招き、事業概要について説明いただく。

■主な意見（リ：リーダー サ：サブリーダー 委員：委 ミ：ミッテ職員 事務局：事）

委：「主治医意見書」が必要という点が本利用のハードルを上げていないか。投薬が必要でない発達障がいの方や知的障がいのある方は主治医がいない人も少なからずいる。また、意見書を書いていただくのに費用負担も発生する。主治医がいない方には、ミッテで連携している医師を紹介してもらえないか。意見書の費用負担は市で補助してもらえないか。

ミ：主治医意見書は必須でお願いしている。取得に時間がかかる場合は体験利用を長くにとって対応している。主治医意見書をもって本登録になるまで来ては駄目ということではない。また、連携してい

る医師は月に一回ミッテに来るが、その場で意見書を書いたり診療をすることはできない。この医師がいる病院を受診していただく必要がある。

事：意見書取得費用の助成については現在市では考えていないが、参考意見とする。

委：2年通過型、ということだが、主治医意見書を取りに行き、費用を負担し、それでも2年か、と思ってしまう。これも利用のハードルを上げていないか。

事：2年で必ず利用契約を終了し、延長ができないということではない。

委：同じパティオ内のソーシャルサポートセンターも地域活動支援センターだが、統合失調症や双極性障害がいと診断名がついていても、発達障がいのような気質を持っている方は併用はできるか。

また、発達障がいの診断が明確にされていない方も利用は可能か。

ミ：現状のミッテの運営では発達障がいの診断は意見書に書いていただきたい。

事：併用については、総合支援法上の問題はない。

委：登録者20名はどのような経緯で利用につながった方なのかお聞きしたい。

また、利用期間2年間というのは法的な決まりごとか、それとも方針の問題か。

ミ：一番多いのは障がい福祉課からの紹介。あとは、いちょう学級を皮切りに、市内の高校、中学を回って事業説明をしている。相談支援事業所などからも紹介がある。

また、2年間の利用期間というのは法的な根拠ではなくて運営方針によるもの。ある程度期限を明確にしたほうが良いと判断している。

委：定員で20名で、もう20名登録されているとなると、これ以上の受け入れは不可か。

ミ：1日の利用定員が20名であり、まだ利用を断る状況には至っていない。紹介は受ける。

委：ひきこもり状態から抜けてつながった方や、就労しながら余暇的に使われる方にとっては、2年しか使えないんだ、と思われてしまうので、表記の仕方については「2年を目安とする」などの表現の方がよいのではないか。

また、意見書の様式をミッテで作成すれば、医師も書きやすいし、文書料の金額も上がらずに済む。

(5) 地域生活支援拠点を面的に広げる（地域づくりを促進する）ためのアイデアや地域課題について

■説明（事務局）

地域生活支援拠点の「面的」と言われる部分、様々な相談支援事業者や障がい福祉のサービスの事業所、一般企業などがこの事業に参画し、地域全体で障がいがある方の生活を支えていくという形を整えていくことが重要である。

委員それぞれの立場から、連携ができるとより生活しやすくなるような資源であったり、現状は地域課題としてこういうニーズが満たされていない、という点について議論を促した。

■各委員より

委：相談支援専門員も十分に情報を把握できていないのではないかと、という課題があり、はたらく場福祉マップを作成したが、障がいのある方が気楽に利用できるような居場所について当事者や支援者がもっと知ること、当事者が困ったときの助けになるのではないかと。高齢者の認知症カフェのような機能をもつ場所をつくり、いつでもふらっと寄れるようなところのマップを作って周知していく

委：高齢者施設と障がいの事業所でコラボした認知症カフェを3年前から運営している。運営の主導権は高齢者施設側の方が握っていて、そこに障がいの事業所が便乗しているような形式ではあるが、利

用者はすごく喜んでいた。

事：障がいのある方のグループホーム数が不足しているという地域課題について、浦安の地域特性として、地価が高いという点があった民間の事業者が参入しづらいという背景がある。市では、物件のグループホーム転用をしたいが運営する事業者の当てがない、というオーナーからの相談と、物件があったらグループホームを運営したい、という法人のマッチングを進めている。

委：市川圏域と松戸圏域のグループホームの比較みたいのをやったところ、松戸の方が市川圏域の倍ぐらいの数があった。松戸では6、7年前からかなり熱心に土地を持っている方、不動産業者などを対象に説明会を行っている。

一方、市川でも最近多くのグループホームができてきている。住宅メーカーがかなり動いているが、中には支援力にとっても問題があり、安心して障がいのある人を任せることができないという声もたくさん出ている。江戸川区や習志野でもコンサル系の利潤追求型のグループホームが問題視されている。県も注意して見てくれているが、グループホーム運営は、しっかりと地元で根差した運営をする企業や法人にお願いすることにこだわったほうがいい。

委：浦安市内の福祉サービス事業者や地域の方たちに対して地域生活支援拠点の説明をどんどん進めた方がいい。自分たちの立ち位置からどういう協力ができるのか皆さんが分からないと協力のしようがない。浦安の課題に関しても、市民や商工会議所を巻き込みながら宣伝していてもいい。浦安市がどんなことで困っているのか、福祉部分で何が足りないのかを地域の方が分かっていると、せっかくうちの土地が余っているのにもったいないな、という情報も得られない。

委：市域全体を1枚に収めたような福祉マップがあれば一般の人が見ても分かりやすい。

事：事業者への拠点事業の説明会は先週から順次始めており、一般の市民の方への周知もどんどん進めて、福祉に携わっている、携わっていない関係なく、行政としてもどんどんPRに努めていきたい。

委：地域生活支援事業における多機能拠点として、人員配置が厚いグループホームの中で、ここでなら生活ができるというスタイルを確立してしまうと、この通過型のグループホームから今後地域に帰っていくときに、今度はそれがネックになってしまい、拠点の機能では生活できたけれども、地域に帰れなくなってしまうという懸念が一方では発生してしまう。地域生活支援拠点の面的整備という部分が広がることで、通過型のグループホームを終えた後の生活が安心できるものになる。

(6) その他

特になし。